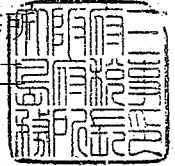


税三島 第1437号
平成29年 9月 6日

自治労大阪府職員労働組合税務支部
三島分会 分会長 島川 毅 様

大阪府三島府税事務所
所長 藤原 敬



回 答 書

2017年8月15日付の要求書について、別添のとおり回答します。

平成29年度 自治労大阪府職員労働組合税務支部三島分会の要求及び回答について

要求項目	回答
<p>1. 自治労府職税務支部三島分会との労使慣行を遵守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。</p> <p>2. 税務手当について、給料の調整額へ移行すること。</p> <p>3. 安全衛生委員会の強化、安全衛生情報の提供などにより、身体面だけでなく、精神面も含めた健康管理体制の充実を図ること。</p> <p>4. 労働安全衛生の観点から、庁舎内の空調について、年間を通じて適温かつ正常に運用・管理を行うこと。</p> <p>5. 職員の健康管理の観点から、休憩場所については、今後も必要な整備を行うこと。</p> <p>6. 職員の衛生管理の観点から、各階トイレの補修清掃を行うこと。特に1階トイレ（男女）の悪臭防止対策を講じること。また、洋式ウォシュレットの増設を行うこと。</p>	<p>1. 良き労使慣行については、尊重してまいります。 また、労働条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいります。</p> <p>2. 税務手当については要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p> <p>3. 安全衛生委員会における議論を踏まえ、職員の健康管理をテーマとした講演会の開催や健康管理に必要な情報提供を積極的に行うとともに、同委員会を定期的に開催し、機能強化及び健康管理体制の充実に努める。</p> <p>4. 空調機器については、昨年度、熱源の更新を行ったところである。 その運転については、年間を通して執務室の適温保持に弾力的に努めているところであり、今後とも職員の健康管理に留意し、適正な温度管理及び空調機器の適切な保守点検に努める。</p> <p>5. 職員の休憩場所については、これまでも予算の範囲内で備品の配備等により環境維持に努めてきたところである。 今後とも、必要な整備については、予算の範囲内で臨機の対応を行ってまいります。</p> <p>6. 各階トイレについては、日常清掃により汚れの除去・予防に努めているところである。 1階トイレについては、男子小便器の目皿(防臭蓋)が破損していたため、早速、取り替えたところであり、女子トイレについては床排水溝の日常清掃を徹底するなど悪臭防止に努めたい。 また、洋式ウォシュレット仕様を前提とした各階トイレの配管等の整備については、引き続き、要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p>

7. 職員の安全確保の観点から、公用自転車について定期的に点検・整備を行うこと。
また、公用車についても、業務に支障のないよう定期的な点検・整備を実施すること。

8. 以下の事務所内の各種事項について早急に実現すること。

◇労働安全衛生の観点から

- ① 職員の安全確保の観点から、災害時の執務室内の安全対策(什器の転倒防止等)の充実を図ること。
- ② 職員の健康管理の観点から、プラインドの更新等、整備を行うこと。

[要望事項]

1. 公用車運転に係る交通事故については、分限条例を改正し、身分保障を図るとともに、運転従事者に対する求償権を放棄すること。

2. 書庫の整備とスペース確保を行うこと。また、書庫等書類保管場所の電灯(照明)の改善を行うこと。

3. 電話機が古く納税者の声が聞き取りにくい等業務に支障があることから、電話電話機の交換・増設を行うこと。

4. 業務に必要な書籍・備品・消耗品等を支障のないよう措置すること。

5. 清掃に係る委託業務の管理・点検を徹底すること。また、随時に行う清掃に必要な掃除機等を用意すること。

6. 電動自転車の増配置及びバッテリー交換等、整備・点検を行うこと。

7. 公用自転車・庁用自動車については、定期的に、また必要の都度、点検・整備を行ってきたところであり、職員の安全確保の観点から、今後とも、引き続き、適切な点検整備等に努めていく。

8. ① 什器の転倒防止等の執務室内の安全対策については、昨年度、一定措置したところであり、今後とも予算の範囲内で必要な対応を行ってまいりたい。

② プラインドの更新等は新たな予算を伴うものであり、税政課に伝えてまいりたい。